

令和8年あきる野市農業委員会 1月総会議事録

令和8年1月26日（月）午後1時30分、令和8年あきる野市農業委員会1月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 水葉幸恵、森みな美

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 非農地証明の発出について |
| 第5号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後1時29分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。今年最初の総会となります。改めまして、今年もよろしくお願ひいたします。また、小澤委員は本日急遽欠席ということでご連絡頂いておりますのでご承知おき頂ければと思います。それではこれより1月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところお集まり頂きましてありがとうございます。今年初めてですね、今年もよろしくお願ひいたします。かなり寒さが厳しくなってきました、皆さん体には十分気をつけていることと思います。私が心配なのは、余りにも乾き過ぎてるってということで、10年ぐらい前に雪が降った時もやはり乾いていたんですよ。それで、その年に限らず、乾いてるときにはちゃんと帳尻合わせで水が来るものだと思ってまして、この分で行くと冬でもし帳尻合わされたら、大雪が降ってしまう可能性もあるなと思ひまして、何か分からない自然の営みといいますか。人間ですから大した年月じゃないですけど、そういうことで非常に大雪を心配しております。ぜひ農産物に被害がないことを願っております。また、西の台地の編集委員の方、大変ありがとうございました。先ほど見させてもらって立派な農業委員会だよりができてることを感謝いたします。本日案件がかなり多く、また、お2人来ておりますので、ぜひ、活発なご意見、ご質問よろしくお願ひいたします。皆様のご協力を得まして、スムーズに審議を進めますことをお願ひいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願ひいたします。

(会長) はい。諸報告、1月13日に羽村市役所で開催された西多摩地区農業委員会検討会に堀江会長職務代理、事務局長、私の3名で出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は山崎健委員と佐藤委員になります。よろしくお願ひいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

(議長) 本日の出席委員は、小澤委員から欠席の連絡がありましたので、農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日は、先ほど申し上げたように、お呼びしている案件が2件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは、第5号議案番号1から4ですが、こちらは関連案件となりますので、一括して審議いたします。まずは事務局、説明願ひします。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第5号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和8年1月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

(第5号議案・番号2 朗読)

(第5号議案・番号3 朗読)

(第5号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1から番号3の●●分について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。1月20日に小澤委員と事務局2名と私の4名で現地に行つてまいりました。まず地図の8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑①、畑②、きれいに耕耘されていて作付けできる状態なんですけど、堆肥が何か所か蒔かれてあるのが確認できました。続きまして、畑③ですけど、こちらも堆肥が2トン車で3台分ぐらい、山になっておりまして、きれいに耕耘もされていつでも作付けできる状態でありました。続きまして、畑④、こちらもきれいに耕耘されて、いつでも作付けできる状態でありました。続きまして畑⑤、4本ほどの大きな栗の古木がまだありまして、下草は刈られてはいるんですけど、まだその状態ですぐに野菜を植えられるというような状態ではないんですけど、〇〇さんは、八王子の農業アカデミーをこの春に卒業する予定でございます。それまでには抜根して、きれいに整地する予定ということ聞いております。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) 続きまして、番号4の▲▲分について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) はい。1月20日に渡邊委員と事務局2名の4名で現地に行つてまいりました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇、△△と草もほとんどなく、同じように堆肥が積まれているような状態でした。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員、武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいですか。ご本人がいらっしゃるんで、何か意見がありましたらぜひよろしく申し上げます。

(小川委員) ちょっと教えてもらいたいんですけど、期間は10年で大部分が賃借権なんですけど、番号3だけ使用貸借になっている理由を教えてください。

(事務局) はい。地主さんと借りる方との話し合いになりますので、地主さんのご意向というところかなと思います。以上です。

(小川委員) 私は今、栗が植わっているという説明があったから、抜根が必要だから、使用貸借かなと思ったんですけど、そうじゃなくてということですよ。

(事務局) はい、そうです。

(議長) ほかに委員からご意見ご質問ございますか。コの字の残りは誰がやっているの。

(事務局) 残りは地主さんご自身でやってらっしゃいます。できない部分は、ほかの方に貸し出すというような状況になります。

(議長) ほかにございますか。どうぞ。

(平野委員) 作付け計画っていうか、それはどんなような、大ざっぱでいいんですけども。

(事務局) 中間管理ですと、申し訳ないのですが特段計画を頂いていないので、わかりかねます。

(議長) ほかにご質問よろしいでしょうか。これから頑張ってもらえる方です。エールを送っていただきたいと思います。それでは、ご本人をお呼びいたします。お願いします。

(〇〇氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の抱負、計画等ありましたら、説明いただきたいと思います。お願いします。

(〇〇氏) はい。よろしく願いいたします。〇〇と申します。今アカデミーの2年生で3月で卒業となります。地元はあきる野市で、●小、●●中と通っていますので、これからも地元に貢献していきたいというふうに思っています。品目はあきる野市なのでトウモロコシをメインにしていきたいと思ってまして、あとショウガも時期によってやっていきたいというふうに思ってます。

(議長) はい。ありがとうございます。ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(平野委員) 平野と申します。本日はどうもご苦労さまです。先ほど、作付け計画ということでトウモロコシをメインにやられるというお話で、またショウガもやるってということなんですけど、本日出ている畑はほとんどそういうことに使うのか。ということと、以前、ご自宅と●●中の間のところを1年ぐらい前に借りてたと思うんですが、そちらは去年作付け、耕作してみて、どんなことを得られたとか、うまくできたとか、そんなようなことをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

(〇〇氏) トウモロコシとショウガ以外は冬にキャベツとブロッコリー、そこら辺をちょっとやりたいと思ってます。冬の作物について何をしようか悩んでいたところなんですけど、まずはアカデミーでもやっていたキャベツ、ブロッコリーってところを秋冬でやっていきたいと思ってます。●●中と自宅の間の畑は、去年、トウモロコシをつくってたりってのはしたんですけど、まだ肥料とか、土づくりが完全にできていなかったんで、ゴールドラッシュをベースに、あとドルチェドリーム of 2品種をつくってみました。サイズの的にはゴールドラッシュのほうが400グラムはできていました。ドルチェドリームのほうも400グラムぐらいのところだったので、去年作ってみたトウモロコシでは、まずまずのできなあとというふうに思ってます。農薬の機械をまだ持っていなかったんで、ちょっとそこら辺が、散布不十分だったので、半分ぐらいのレベルで、虫がちょっといたかなってところで、そこら辺はしっかり農薬散布をして、害虫のほうを抑えていきたいと今のところ考えてます。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか。

(大福委員) 大福です。ご無沙汰しております。去年は研修等で来ていただいて大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。今、〇〇さんが入ってくる前に、畑の説明を聞いたところ、堆肥がかなり積まれているようなことを伺ったんですが、堆肥はやはり手で撒くんでしょうか。何か機械があるんでしょうか。

(〇〇氏) 今のところ、手で撒くつもりでいます。機械がないので、スコップや一輪車を使って、アカデミーが3月卒業なので、そこまでの空いてる時間でやっていきたいと思ってま

す。

(大福委員) はい。ありがとうございます。やはり農業機械っていうのはなかなかね、最初手に入らないかと思うんで、手でやることも多いかと思います。大変かもしれませんが、ぜひ体には気をつけて頑張っていたきたいと思います。

(〇〇氏) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご意見ご質問ございますか。よろしいですか。それでは、ぜひ頑張って作っていただきますように、よろしくお祈いします。本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) はい。よろしくお祈いします。お世話になります。ありがとうございました。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 何か他にご意見ご質問はございますか。

(栗原委員) 認定新規就農はとられますか？

(事務局) とられる予定です。

(議長) 何か他にご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号1から4の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。1月20日に大福委員と事務局2名と私の4名で現地に行ってまいりました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑は全面クラフトできれいに耕耘されており、いつでも作付けできるものとなっております、報告は以上です。ご審議のほどよろしくお祈いいたします。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。

(栗原委員) はい。設定を受ける△△さん、●●●●の方なのですが、同じく、新規就農かなとは思いますがその辺の情報分かってる範囲で教えてもらえればと思います。

(事務局) お見込みのとおり今、〇〇さんと同じ八王子のアカデミーの2年生になります。●●●●で就農する予定でいらっしゃると聞いています。以上です。

(議長) ご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。ご本人がいらっしゃっているので、何か意見がありましたらぜひよろしくお祈いします。それでは、ご本人をお呼びいたします。お祈いします。

(△△氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の抱負、計画等ありましたら、説明いただきたいと思います。お願いします。

(△△氏) はい。よろしくお願いいたします。現在●●歳で●●●●在住の△△と申します。

5年間埼玉県で市場で働く中で、北海道産のトウモロコシがやっぱり時間がたってしまって、余りおいしくなかったりですとかコマツナが来たときにはもう売れない状況でそのまま捨てちゃうみたいなことも結構あって、本当に喜ばれる農業って何だろうって考えたことがすごくありました。その中で東京でつくって、東京で売ったら一番喜ばれるんじゃないかということで、東京の西のほうまで引っ越して、農業始めたいということでこの●●地区に参りました。本日はよろしくお願いいたします。

(議長) この畑ではトウモロコシですか。

(△△氏) はい。こちらはですね一応ブロッコリーを考えていてほかでトウモロコシは1.5から2反ぐらいを考えておまして、さすがに初年度で3から4反をやってしまうとちょっと作業的に大変かなと。僕は枝豆を主軸で考えているので、そのバランスをとるために、こちらでは春プロを計画しております。

(議長) ただいまご本人の説明が終わりました。何かご意見ご質問ございますか。

(山崎健委員) 農業委員の山崎です。こちら、●●地区のほうで●●●㎡を管理するということなんですけども、ほかにはどの程度の畑を確保するのでしょうか。

(△△氏) ●●●●のほうですね、6か所で大体6反ぐらいですので、合わせて7反ぐらいになります。

(山崎健委員) はい、分かりました。今後はもう少し、大きくやりたいということは。

(△△氏) そうですね5年後までに1から1.2ヘクタールぐらいを目指していて、そこでちゃんと売上げをつくって、自分で自立するってところを目標にしております。

(山崎健委員) はい、分かりました。頑張ってください。

(△△氏) ありがとうございます。

(議長) 何かご意見ご質問ございますか。

(小川委員) 小川と申します。ご苦労さまです。農業機械はどういうふうにされるのか教えてもらえますか。

(△△氏) 農業機械はですね。1年目にマルチャー以外の管理機とか保冷库とか、作業用育苗ハウスとかを整えながら、2年目の強靱化事業のほうで、がっちり投資をしながらトラクターとか最低限の施設とかその辺を整えながら、あと枝豆の機械を導入していきながら、枝豆を主軸として、拡大していくというところで、洗浄機とか、あとは選別機とか、あと大きな脱きょう機を取り入れようとして、その辺で考えております。

(小川委員) 頑張ってください。

(△△氏) ありがとうございます。

(議長) ほかにご意見ご質問ございますか。

(堀江委員) 堀江と言います。売り先というのか、どういうところに出荷していくかというのは、何かあるのでしょうか。

(△△氏) はい。1年目2年目3年目ぐらいまでは、まずは直売所で売上げをつくっていくとい

うことで、せっかくご縁頂いた地域ですので、まずは地域の直売所のほうで、売り先としてつくらせていただくっていうところを主軸としつつ、どうしても売り切れない瞬間ってのも出てきてしまうなっていうのを感じておりますので、今はいなげやの北伊奈店さんの地場産コーナーと、□□さんにお話を頂いておりまして、そのほかはあきる野引田に新しくオープンする公正屋さんがあるのでそこも一応お話だけさせていただいております、そちらのほうをまず、2店舗と、日の出の直売所さんとファーマーズセンター、この四つで最初売上げをつくらせていただくかなと考えております。あと本当に広がるようでしたら、福生のいなげやさんとか、西武立川のヤオコーさんとか、出荷させていただきたいなと考えております。

(堀江委員) 頑張ってください。

(△△氏) ありがとうございます。

(議長) ほかにご質問ございますか。

(議長) ここ10年の使用貸借なんですけど、ほかも同じような感じですか。

(△△氏) 半分ぐらいが10年で半分ぐらいが5年です。

(議長) 施設なんかやるには。

(△△氏) 10年ですかね。そちらの施設のところではちゃんとハウス建てていいよっていう、許可というものを頂きましたので、そちらのほうを拠点にしながらやっていこうと考えております。

(議長) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。それでは、ぜひ頑張って作っていただきますように、よろしくお祈いします。本日はどうもありがとうございました。

(△△氏) はい。よろしくお祈いします。お世話になります。ありがとうございました。失礼します。

(△△氏 退室)

(議長) ご意見ご質問よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号5の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第1号議案、収受116について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和8年1月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受116について、担当の田中委員、説明願います。

(田中委員) はい。先日、20日に米倉委員と私、事務局2名の計4名で現地調査をしてまいりま

した。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

△△△△-△につきましては、自宅に隣接しています。もともと田んぼだったところで、草は刈られています。譲受人の◇◇さんが刈っているとのこと。購入後は、石垣を整備して、土を入れて畑をやるという予定でございます。上の〇〇〇〇につきましては、すでに、畑として譲受人が使っております。地目は田んぼではありますが、今、大根、白菜、ネギ等は植えられておまして、エンドウも撒いたそうですが、芽が出たら鹿に食べられちゃって数株残ってました。この地域、鹿、猪、猿の獣害、大変悩まされていますけれども、簡易電気柵とか、テープを撒いたりとか、そういう対策をとりながら、耕作をしています。特に問題ないと考えますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と田中委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。

(嶋崎委員) 地形上の問題なんですけどね。ここは低いんですか。地目は田になってますよね。

(田中委員) 斜面を、いわゆる棚田みたいな、石段があるんですよ。段々畑の田んぼの形になっていて。

(嶋崎委員) 水はどちらからですか。

(田中委員) これは上から。〇〇〇〇の上のほうに、□□□□-□の横から水路が、あとは沢が左側にもあります。今やる人がいなくなっちゃったんで。

(嶋崎委員) なるほどね。ほとんどこの一帯は田んぼってということですか。

(田中委員) そうです。

(嶋崎委員) はい。ありがとうございます。獣害もすごいよね。

(田中委員) 鹿が一番で、次に猿ですね。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので収受116、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、経路5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による次の許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和8年1月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経路5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、経路5について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) はい。1月20日に渡邊委員と事務局2名で現地を確認いたしました。地図は14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここ畑といっても形が不整形で、西の面はかなりの竹やぶに覆われてしまっていて、畑としてはかなり困難な場所です。その地図の●●●●という名称があってこの資材置場、その下が建築資材の置場所になっておりました。この資材置場の人が、使われるってようなことなんですけども、残りの部分も畑としては、かなり不利な状況となっております。以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長) 続きまして、転用理由について、事務局より、説明願います。

(事務局) はい。転用理由書が提出されておりますので、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上になります。

(議長) ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。これは何で分かったんですか。

(事務局) 所有者のほうから所有権移転をしたいというお話がありまして、地目を調べたところ、畑というのが判明しました。

(議長) 既に置場として使っていて、そういう経緯で分かったと。分かりました。他にご質問はよろしいですか。それでは、ないようですので、経由5の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、意見を付して進達する事に、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和8年1月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。同じく1月20日に武田委員と事務局、計4名で現地確認に行っていました。地図はまずは15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地につきましては、ネギ、ハウレンソウ、タマネギ、ブロッコリー等の作物が栽培されておりましたが、家庭菜園みたいな形で作られているような状況でございます。現地については本人と数名で耕作をしているというような状況でございました。続きまして、14ページをご覧ください。現地につきましては、栗林となっております、かなり老木になっておりますが、手入れのほうはされているような状況です。しかし、古い木で、枯れているようなところもございますので、今後は、新しい苗木の植付けが必要かなというような状態にはなりますが、管理はされているような状況でございます。以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございます

か。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、こちらは〇〇委員のご親族の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。説明をさせていただきます。1月20日に武田委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この北側にあります◇◇◇◇がご自宅というようことで、ご自宅の手前が畑となっている状況でございます。現地につきましては、ビニールハウスが一棟、中ではミニトマトの栽培が現在されておりまして。そのほかの部分につきましては、大部分がブドウの棚栽培、それと、柿、ブルーベリーなどが栽培されているような状況でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、第4号議案番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、非農地証明の発出について、次の土地について、農地法第2条第1項に規定する農地にあたらぬ土地に該当するので、「農地法の運用について」(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号)第4(2)の規定に基づき農地にあたらぬことを通達する。令和8年1月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 番号1についてですが、こちらは事務局より補足説明があります。事務局より説明願います。

(事務局) はい。補足で説明させていただきます。今回この議案になった経緯としましては、土地の所有者の方が、相続によりこの土地を相続されまして、法務局に対して国庫帰属制度という手続きを踏まれたことによります。今回ご審議頂きたいのは、この土地に農地性があるかどうかになります。もし農地性があるならば、この後、国庫帰属制度が、受理された暁には、農水省の所管される土地になりまして、もし農地性がないということであれば、財務省所管の土地になっていくっていう流れになります。なので今回農地性があるかどうかについて、ご審議頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議長) それでは、番号1について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。1月20日に武田委員と事務局2名で現地を確認いたしました。地図は17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地なんですけども、拡幅整備で残地というような形になっておりまして、細長い三角地となっております。また北側につきましては水路が流れておりまして、高低差につきましては、2メートルほどあるということで、道路に対するのり地という形になっております。農地としての利用につきましては難しいというような状況でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。

(小川委員) 私、毎日ここを通ってるんですけど、今日も二回通ってきたんですけど、この三角のところ、のり面で、要するに道路の擁壁っていう感じになってるんですけど、このところは阿伎留台地からの伏流水が出て、雨のときにはものすごく水が出るってような場所で、〇〇-〇って書いてあるところは盛り土になっていて、それでその下の2枚は、今、萱が生えているんですけども、あきる野市の生き物会議だとかその他いろいろなときに、ここ遊水地なので、特別な生き物が出てくるとか言われているような場所なだけで、要するに、農地じゃないっていうふうに、指定をされたときにね、今後どういうふうな利用になるのか。例えば看板が立つのかとか、いろいろあると思うんですけど、環境の問題もあるのかな、埋めちゃうと今度は雨が降ったときに困るような場所なんですけど、その点についてどういうふうに検討するのか。今後の利用のことをどうなってるのか教えてもらいたい。

(事務局) 大変申し訳ないんですけども、今後については分からないというのがご回答になります。所管が財務省か農水省になるのか、そこがどうしていかってという形になってしまいますので、その後の利用についてはもう所有者からも離れますし、国のほうのお考えになるかと思えます。以上です。

(議長) 所有権は国になると。それで、どっちの管轄になるかっていうことで。

(事務局) はい。

(議長) 現在の所有者は、簡単に言うと、ここはいらないから手放したいということですか。

(事務局) そのとおりです。

(小川委員) それなら市で買ってあげたら。

(議長) 前はこういうの市が道路拡幅として買ったんですけど、財政上の理由で、使いにくいとこ

ろはもう10数年前からもう買わなくなっちゃったんですよ。非農地と証明しなかったらどうなんでしょう。

(事務局) 農林水産省所管の国有農地という形になるかと思います。

(小川委員) 非農地にすると。何でもできるんじゃないかなって。建物は絶対建たないだろうと思う。要するにプレハブも建たない。

(議長) この隣接している道路は市道なんですか。

(小川委員) 市道です。市道の拡幅です。

(議長) 判断しましょう。

(事務局) はい。お願いいたします。

(議長) それではですね、第4号議案、番号1の非農地証明の発出については、農地に当たらないことを通達することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第5号議案、番号6についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。1月20日に大福委員と事務局2名で現地を確認いたしました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

二筆が一体的に使われておりまして、全体的に夏草を刈った後、伸びた草が枯れた状態でした。そして、冬草のハコベが生えていました。トラクター等で耕耘すれば、すぐに作付けできる状態かと思います。畑には柿の木が13本、梅の木が2本植えられています。その他に布シートの子庫があり、その中にトラクターがありました。先ほど〇〇委員に確認したんですが、柿の木と梅の木はそのまま使うため、抜根等は考えていないとのことでした。それから、作付けとしては、トウモロコシの予定とのことでした。以上です。ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号6の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号7についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号7 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号7についての説明ですが、本来、これは、小澤委員の担当でしたが、急遽欠席ですので事務局から説明いたします。

(事務局) では事務局より説明させていただきます。場所については18ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地につきましては、土が若干持つてあるんですが、すぐに耕耘ができるようなきれいな状態でありました。説明は以上になります。

(議長) ただいま、事務局から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号7の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号8についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号8 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。同じく1月20日に平野委員と事務局2名で現地を確認いたしました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況としましては、きれいに耕耘されておりまして、いつでも、作付けできるような状態でありました。以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号8の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは〇〇委員に入っています。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号9、10ですが、こちらは関連案件となりますので、一括して審議いたします。事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号9 朗読)

議案書7ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号10 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。1月20日に野崎委員と事務局2名で現地を確認いたしました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず番号9、△△△-△ですが、圃場に緑肥が蒔かれており、10センチぐらい伸びておりました。こちらの借主の〇〇さんに伺いましたところ、緑肥はエンバクだそうです。次に番号10の□□□-□と◇◇◇-◇ですが、こちらも圃場一面に同じく緑肥が蒔かれておりました。こちらのほうは違う緑肥で、ヘアリーベッチというマメ科の土壌改良用の植物だそうです。もともとこちらは栗が植えてあったそうなんです。今回の貸借に先立ち、栗の伐採、抜根を行い、現在土壌改良中ということです。今後はトウモロコシや白菜などを作付けするとおっしゃっておりました。〇〇さんは〇〇〇〇のトマトの生産をされている方で、特に問題はないかと思えます。以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので番号9、10の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号11について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号11 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。1月20日に嶋崎委員と事務局2名で現地を確認いたしました。地図は19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

きれいに耕耘されていて、いつでも作付けできる状況かと思えます。以上です。ご審議のほど

よろしくお願ひいたします。

(議長) ただいま、事務局と橋本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号11の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号12について、事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号11 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の武田委員、説明願ひます。

(武田委員) はい。同じく1月20日に渡邊委員と事務局2名で現地を確認いたしました。地図は20ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

東のほうから、畑③には柿が10本、畑②のほうには、特段植えられているものはなく、草が少し生えているような感じでした。その西側の4筆、畑⑧、畑⑨、畑⑤、畑④、このあたりは、一面一体に使われているようになっていて、柿が12本植わっております。さらにその西の畑⑦、畑⑥、こちらは何も植えられてなく、やはり草が少し生えていました。南の畑①には柿が3本ほど植えられていました。どの柿もまだ植えられて数年しかたっていないような、幼いようなものでした。借りられる方が、以前シャインマスカットをやるということで、雨間の畑を借りた方ということで、この畑でもシャインマスカットや桃を今後栽培する予定とのです。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長) ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) 僕も現地見てきたんですけど、今言われたように、〇〇さんが一生懸命刈ってるからってということで、ずっともう何十年も、作物を作らないで、柿については、大分植えたんだけど、水がなくて、大分枯れちゃったというのを隣の畑の△△さんが教えてくれました。どうしてもこのところ、地面が浅いんだけど、ブドウは浅くても大丈夫なんですか。

(武田委員) 30センチぐらいあれば。

(小川委員) ていうことになれば、機械を入れて植えれば、何とかうまくいくのかなって感じがする場所です。草刈りだけしかやってないっていうんで、草が大きくなるってことはいいことだと思います。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号12の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移りま

す。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和8年あきる野市農業委員会1月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、2月24日、火曜日、午前、あきる野市役所本庁舎5階、505会議室で行う予定です。議案の数によって開始時間を決定いたしますので、開始時間については、2月総会の開催通知をご確認ください。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時43分